

ルールを
守って

ごみ出しをしましょう

【問い合わせ】 町民税務課生活環境係 内線 1307

分別されていないごみが収集所へ出されている事例が増えています。分別されていないごみは収集されません。ごみは種類ごとに出す日が決まっています。ルールを守って収集所へ出しましょう。また、収集できないごみ（不適ごみ）は絶対に収集所に出さないようにしましょう。

ごみの種類と出し方

ごみの種類	出し方
もやせるごみ	指定ごみ袋
もやせないごみ	指定コンテナ
ペットボトル・ガラスびん	資源専用袋
プラスチック製容器包装	資源専用袋
粗大ごみ	そのまま
古紙類（資源回収物）	種類ごとに束ねる

「ごみの分け方・出し方」、
「ごみ収集カレンダー」は
役場1階3番窓口町民税務
課で配布しています。



指定コンテナは、役場町民税務課生活環境係にて販売しています。

○価格 大:1個1,200円、小:1個1,000円

回収が終わり、空になった指定コンテナは、早めに持ち帰りましょう。

置いたままにすると、そこに不法投棄される可能性があります。

指定コンテナ以外で出さないようにしてください。

指定コンテナ以外のものについては、粗大ごみとして回収します。

指定ごみ袋、資源専用袋は町内の小売店・量販店にて購入してください。

収集日以外、指定収集場所以外にはごみを出さないようにしましょう。

- ・ごみは種類ごとに分別して、出し方を守って収集所へ出してください。
詳しくは「ごみの分け方・出し方」をご覧ください。
- ・ごみ収集日は地区により決まっています。「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。
- ・お住まいの地区内の収集所にごみを出してください。古紙類についてはごみ収集所とは違う回収場所のところもあります。
- ・収集日当日の朝8時までに出してください。
- ・指定ごみ袋・指定コンテナにお名前を書いてください。

事業系（事業所、商店、飲食店等）のごみは、家庭ごみ収集場所には絶対に出してはいけません。廃棄物収集運搬業務許可業者に回収を依頼するか、清掃センターに自己搬入してください。

昼食時や休憩時間に出たコンビニの弁当容器やジュースの缶・ペットボトル、お菓子の袋等も事業系廃棄物となります。また、引越しや大掃除などで発生する一時的な大量のごみは、清掃センターに自己搬入するか、廃棄物収集運搬業務許可業者に回収を依頼しましょう。

【清掃センターの問い合わせ先】 伊達地方衛生処理組合清掃センター 電話 024 - 582 - 2051

不法投棄は犯罪です。法律により厳しく罰せられます。

ごみをみだりに捨てることは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）により禁止されています。違反した場合、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金に処され、または併科されます。



提出締切

10/7 (水)

※インターネット回答の場合は
9月14日(月)から10月7日(水)の
期間に回答してください。

△国勢調査には回答の義務があります▽

国勢調査

これまでの100年も
これからの100年も
みんなで作る国勢調査。

【問い合わせ】 企画財政課企画調整係 内線1205

◎国勢調査とは

国勢調査は、行政の基礎となる人口・世帯の実態を明らかにする、国の最も重要な統計調査であり統計法に基づき、日本に住んでいるすべての人・世帯を対象に実施する統計調査です。その歴史は古く大正9年（1920年）から5年ごとに行われており、今回で100周年を迎えます。

◎調査への回答

町で任命した調査員80名が、調査期間中にすべての世帯に調査票を配布します。封筒に入っている返信用封筒にて調査票を提出してください。※インターネットでも回答できます。

詳しい回答方法は、配布される「記入のしかた」をお読みください。

◎調査の内容

世帯ごとに、男女の別、生年月日、就業の有無等の世帯の基本的な情報を回答いただきます。

◎国勢調査の流れ



①調査員が調査票をお届けします。(9月中旬)



②世帯ごとに調査票を記入します。



③返信用封筒に調査票を入れ近くのポストに投函してください。

◎調査についてのお問い合わせ 国勢調査コールセンター：0570-07-2020